

令和8(2026)年1月22日 第7-20号

⑪ 第三者行為でケガや病気をしたときは届け出が必要です

問 保険年金課(国民健康保険:内線144 後期高齢者医療保険:内線143)

国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者で、交通事故など第三者(自分以外)から受けた傷病でマイナ保険証などを使用して治療を受ける場合は、保険年金課または各支所の保険福祉課へ届け出が必要です。

○第三者行為とは

相手がいる交通事故や傷害事件に巻き込まれた、他人の飼い犬にかまれた

○このような場合も届け出が必要です

自損事故を起こした車に同乗していた、相手が不明の事故

自身の過失が大きい事故(過失の割合に関係無く提出の義務があります)

○マイナ保険証などが使えないとき

通勤中や業務中の負傷(労災保険の対象となります)

飲酒運転や無免許運転、けんかや泥酔による負傷など

⑫ 郵便局オンライン相談窓口・局内販売をご利用ください

問 企画政策課(内線560)

福原郵便局に市への相談や申請支援を受けられる「郵便局オンライン相談窓口」を設置します。モニター画面を通して、担当者の顔を見ながらやり取りができ、窓口と同じように相談や申請の支援が受けられます。食料品などの販売も行いますので、ぜひご利用ください。

設置場所 福原郵便局(笠間市福原1330-6)

受付時間 平日の午前9時~午後4時

「郵便局オンライン相談窓口」でできること

- ・市役所各課への相談・申請や電子回覧板の閲覧方法など
- ・インターネットを使った宅配サービスの登録、注文支援

※申請に必要な書類(お持ちの場合)や本人確認書類、スマートフォンなどをお持ちください。

※申請手続きによっては、当日に申請などができるない場合があります。

食料品などの販売をします

コンビニエンスストア「ミニストップ」の商品をキャッシュレス決済で購入できます。

※日本郵政株式会社による実証の取り組みで6月まで実施予定です。

⑬ 県民交通災害共済の加入受付を開始します

問・申 危機管理課(内線134) 笠間支所地域課(内線72114) 岩間支所地域課(内線73114)

県民交通災害共済は、交通事故により怪我をした場合に、治療実日数に応じた見舞金を給付する制度です。市内に住民登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

対象事故 国内の道路上で、自動車・バイク・自転車などの運行に伴う衝突、転落などの事故により人が死傷した場合

受付開始 2月2日(月)

共済期間 4月1日(水)~令和9年3月31日(水)

※4月1日以降に加入の場合の共済期間は、受付日の翌日から開始となります。

年会費 大人:900円 中学生以下:500円

申込方法 窓口で直接お申し込みください。